

## 足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会運営要領(案)

## (総 則)

第1条 この要領は、「近畿地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領」(平成13年11月30日付け国近整企画第166号)第4条第2項の規定に基づき、足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会(以下「技術検討委員会」という。)の運営に関する必要な事項を定め、もって技術検討委員会の円滑な会議運営に資するものである。

## (組 織)

第2条 技術検討委員会委員は、別紙の14名をもって構成する。  
2 技術検討委員会の専門組織として鳥類部会を設置する。鳥類部会は技術検討委員会委員のうち別紙の4名の委員をもって構成し、そのうち部会長1名を互選により定め、部会長は鳥類部会を統括するものとする。なお、通常は技術検討委員会への出席は部会長のみとするが、委員長の要請等により部会長以外の委員も技術検討委員会に出席することができるものとする。

## (技術的助言)

第3条 委員長は、足羽川ダム建設事業環境影響評価の手続の中で、原則として次の事項について、足羽川ダム工事事務所長からの要請を受けて技術検討委員会を招集し、技術的な助言を行うものとする。  
一．方法書の作成  
二．項目及び手法の選定  
三．準備書の作成  
四．評価書の作成  
五．評価書の補正  
六．その他地方公共団体の環境影響評価に関する条例又は要綱に基づく手続に係る事項等  
2 前項に定めた事項以外の事項についても、足羽川ダム工事事務所長からの要請があった場合は、委員長は技術検討委員会を招集・開会し、技術的な助言を行うものとする。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から当該事業に係る環境影響評価書の公告の日までとする。

## (事務局)

第5条 技術検討委員会の事務局は、足羽川ダム工事事務所調査設計課に置く。

## (雑 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は、委員長がこれを定める。

## 附 則

この要領は、平成19年4月19日から施行する。

(別紙)

## 足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会 委員名簿

担当分野	氏 名		現 職 等
水 環 境	奥村 充司	おくむら みつし	福井工業高等専門学校環境都市工学科 准教授
	福原 輝幸	ふくはら てるゆき	福井大学大学院工学研究科 教授
哺 乳 類	西垣 正男	にしがき まさお	福井県海浜自然センター 企画主査
鳥 類 (鳥類部会)	松村 俊幸	まつむら としゆき	福井県自然保護課 主任
	久保上 宗次郎	くぼかみ そうじろう	猛禽類研究家
	林 武雄	はやし たけお	日本鳥類保護連盟 理事
	上木 泰男	うえき やすお	日本鳥類保護連盟 専門委員
爬虫類 両生類 陸産貝類	長谷川 巖	はせがわ いわお	福井県両生爬虫類研究会 会長
魚 類 生態系	加藤 文男	かとう ふみお	元仁愛女子短期大学 教授
陸上昆虫類	下野谷 豊一	しものや とよかず	日本鱗翅学会 会員
底生動物	前田 正紀	まえだ まさのり	仁愛女子短期大学 准教授
植 物 生態系	渡辺 定路	わたなべ さだみち	元福井市自然史博物館 館長
付着藻類	安達 誘	あだち さそひ	福井陸水生物研究会 会員
河川物理環境	角 哲也	すみ てつや	京都大学大学院工学研究科 准教授

## 近畿地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領

### （総則）

第1条 この要領は、「近畿地方整備局環境影響評価事務処理要領」（平成13年国近整訓第9号。以下「事務処理要領」という）第11条第2項の規定に基づき、環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の事務、組織、委員その他設置に関する必要な事項を定める。

### （技術検討委員会の設置及び所掌事務）

第2条 技術検討委員会は、環境影響評価を実施する個別の事業ごとに、事務処理要領第10条に規定する通知（以下「技術検討委員会に係る通知」という。）を受けて本局担当課長又は担当事務所長（以下「担当事務所長等」という。）が設置する。

2 技術検討委員会は、対象事業の事業特性、地域特性等を踏まえ、最新の科学的知見に基づく適切な環境影響評価を実施するため、担当事務所長等に技術的助言を行う。

### （技術検討委員会の組織及び委員）

第3条 技術検討委員会は、環境影響評価を実施する対象事業の事業特性、地域特性に精通した専門家等で構成するものとする。

2 委員は、技術検討委員会に係る通知を受けて担当事務所長等が委嘱し、非常勤とする。

3 技術検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、技術検討委員会を統括する。

### （会議の招集及び運営）

第4条 技術検討委員会は、担当事務所長等の要請を受け委員長が招集する。

2 技術検討委員会の運営に関し必要な事項については、個別の事業ごとに担当事務所長等が運営要領に定めるものとする。

### （技術検討委員会事務局）

第5条 技術検討委員会の事務局は、本局事業担当課又は担当事務所に置く。

国近整訓第9号

近畿地方整備局環境影響評価事務処理要領を次のように定める。

平成13年11月30日

近畿地方整備局長 鈴木 藤一郎

近畿地方整備局環境影響評価事務処理要領

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 第二種事業（第4条～第6条）
- 第3章 技術的助言体制（第7条～第11条）
- 第4章 方法書（第12条～第16条）
- 第5章 項目及び手法の選定（第17条～第19条）
- 第6章 準備書（第20条～第24条）
- 第7章 見解書（第25条～第27条）
- 第8章 評価書（第28条～第30条）
- 第9章 評価書の補正（第31条～第34条）
- 第10章 環境影響評価手続の再実施（第35条）
- 第11章 都市計画事業に係る読替等（第36条～第38条）
- 第12章 公有水面の埋立又は干拓の事業に係る読替（第39条）
- 第13章 その他（第40条～第41条）

附則

（中略）

（技術的助言体制の整備）

第7条 対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、最新の科学的知見に基づく適切な環境影響評価を実施するため、「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施体制の整備について」等に基づき、原則として個別の環境影響評価ごとに専門家等から構成される環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）を設置し、又は技術検討委員会とは別に専門家等の技術的助言を求めるための適切な体制が整備されている場合はその活用を図り、専門家等からなる技術的助言体制を整備するものとする。

（中略）

（技術検討委員会の手続及び運営）

第11条 担当事務所長等は、技術検討委員会の設置等に係る必要な手続及び運営を行うものとする。

2 技術検討委員会の設置に関し必要な事項については、別途定めるものとする。